

事務連絡
令和3年11月22日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定、出勤者数の削減、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年11月19日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定されました。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、別添1～5のとおり、基本的対処方針の決定、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、出勤者数の削減に関する実施状況の公表、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等、イベント開催等における感染防止安全計画等について周知依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行者等に対しまして、別添のとおり、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施して頂くよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定について」

（別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日）

（別添1参考1）「基本的対処方針の見直しのポイント」

（別添1参考2）「基本的対処方針見直し（概要）」

以下、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

（別添2）「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

（別添3）「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

（別添4）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添5）「イベント開催等における感染防止安全計画等について」

以下、別紙1～4は別添5に係る要綱・留意事項等